

統一地方選挙の期日前投票所における投票用紙の誤交付について

1 概要

港北区内の期日前投票所で、選挙人一人に対して、神奈川県知事選挙の投票用紙を誤って2枚交付してしまいました。

投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

2 発生日

平成31年4月2日（火）

3 場所

横浜市綱島地区センター期日前投票所（綱島地区センター 2階会議室）

4 経緯

4月2日（火）、午後8時の投票終了後、神奈川県知事選挙の投票用紙の残票から算定した投票者数と、名簿照合系の端末で集計した投票者数が一致せず、来場者の「投票のご案内」、「請求書（兼宣誓書）」と端末情報を突合した結果、午後9時50分に誤りが判明しました。

5 原因

投票用紙を選挙人に交付する際、投票用紙が2枚重なっていることに気づかないまま交付したものと考えられます。投票用紙を交付する際には、本市職員が10枚ずつ枚数を確認した投票用紙を、交付係の従事者が机に10枚並べてから1枚ずつ選挙人に交付しておりますが、当該事務の手順が徹底されておらず、2枚重ねて交付してしまったものと考えられます。

6 再発防止に向けた取り組み

- 投票事務に従事する全ての職員及び従事者に対し、事務手順の遵守を徹底するとともに、再発防止に向けた注意喚起を行いました。
- 投票用紙を確実に10枚並べるためのシートを作成し、その上に並べてから交付するよう改善を行いました。
- 市選挙管理委員会を通じ、各区選挙管理委員会に周知し、再発防止の徹底を依頼しました。

7 投票の取り扱い

投票用紙を持ち帰った可能性もありますが、二重に投票された場合、投票用紙が特定できないため他の投票と同様に扱います。

8 港北区選挙管理委員会 ^{たかしま}高嶋 ^{けんいち}賢一書記長（港北区副区長）のコメント

このたびは本市全体で適正な事務執行を徹底している中、このような投票の公平性を損なう事態を生じ、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい大変申し訳ございませんでした。

選挙業務の適正な執行について、従事者の指導をさらに徹底してまいります。

お問合せ先

港北区選挙管理委員会書記次長（港北区総務課長） 椽木 誠司 Tel 045-540-2204